

令和8年度 高等学校等奨学生募集要項(予約募集)

公益財団法人鹿児島県育英財団

1 趣 旨

この奨学制度は、学力及び人物が優れているにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な生徒に対して奨学金の貸与を行い、もって本県教育の発展を図るものである。

2 奨学金の種類、募集人員、貸与月額

奨学金の種類	募集人員 (予定)	区分	通学区分	貸与月額 (予定)
高等学校奨学金	780人	国公立	自宅	18,000円
	(内訳) ・学力基準あり 605人 ・学力基準なし 175人		自宅外	23,000円
		私立	自宅	30,000円
			自宅外	35,000円

(注1) 通学区分の「自宅」とは、生計維持者*と同居し通学する場合で、「自宅外」とは、生計維持者と別居し寮などから通学する場合である。

※ 生計維持者とは、申請者の父及び母又はこれに代わって家計を支えている者をいう。生計維持者となる者の例については、参考資料「生計維持者について」を確認すること。

(注2) 高等専門学校は、原則、対象外とするため、奨学金を希望する場合は、日本学生支援機構の奨学金を申請すること。ただし、日本学生支援機構の採用基準を満たさないとと思われる場合は、申請前に学校を通じて当財団に相談すること。

3 貸与期間

- 貸与期間は、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校（高等課程）（以下「高等学校等」という。）の卒業までの正規の修学期間とする。
- 奨学生に休学・退学等の異動が生じた場合は、異動事由の発生した日の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から貸与を休止又は取り消す。
- 奨学生となった後に生計維持者が県外へ転居した場合（単身赴任を除く。）は、貸与を取り消す。

4 応募の資格

鹿児島県内に生活の本拠を有する者の子等で、令和8年4月に高等学校等に進学しようとする者

5 家計基準及び推薦基準

それぞれの基準を全て満たすこと。

○ 高等学校奨学金・学力基準あり

(1) 家計基準

生計維持者の貸与額算定基準額の合計が189,400円以下であること。
(貸与額算定基準額の算定方法は **別紙1** を参照)

(2) 推薦基準

次の各号に該当する者

ア 学力

中学校1～2年の全履修教科・科目における学業成績の評定平均値が5段階評価で**3.0以上**であること。

イ 人物

- (ア) 途中で学業を放棄することがないと思われる者
- (イ) 学習活動，その他生活全般を通じて，態度・行動が生徒としてふさわしく，将来良識ある社会人として活動できる見込みがある者
- (ウ) 奨学金返還の義務について，責任を自覚できる者

○ 高等学校奨学金・学力基準なし

(1) 家計基準

次のいずれかに該当する者で，母子及び父子並びに寡婦福祉法による福祉資金や高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金の貸与を受けない者。

- ア 生活保護法による被保護者の世帯に属する者
- イ 生計維持者の貸与額算定基準額の合計が51,300円以下であること。
(貸与額算定基準額の算定方法は **別紙2** を参照)

(2) 推薦基準

次の各号に該当する者

ア 学力

勉学意欲のある者

イ 人物

「高等学校奨学金・学力基準あり」に同じ

6 奨学金の返還

- (1) 奨学金は貸与制（無利息）であり，**貸与終了後は返還の義務がある。**
- (2) 返還開始時期は，高等学校等を卒業した日，奨学金の貸与期間が満了した日又は貸与を取り消された日から6か月経過後（7か月目）からとする。
- (3) 貸与を受けた奨学金は，口座振替により月賦で返還することとする。
- (4) 正当な理由がなく，奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは，延滞利息を支払うことになる。
- (5) 次の場合は，**申請により奨学金返還の履行期限を猶予することができる。**
 - ア 在学中に，貸与期間が満了した場合，又は貸与を取り消された場合は，6か月経過したときから，退学又は卒業後6か月までの期間
 - イ 退学又は卒業後，返還開始前に他の学校等へ入学した場合は，返還開始時から，他の学校等を退学又は卒業後6か月までの期間
更に，他の学校等へ入学した場合も同様の期間
 - ウ 返還開始後，他の学校等へ入学した場合は，入学したときから，退学又は卒業後6か月までの期間
 - エ 理事長がやむを得ない事情があると認めた場合

【返還額（参考）】

区分	通学区分	貸与月額	3年間の貸与総額	返還回数	月賦返還額
国公立	自宅	18,000円	648,000円	130回以内	5,000円以上
	自宅外	23,000円	828,000円	124回	6,700円
私立	自宅	30,000円	1,080,000円	144回	7,500円
	自宅外	35,000円	1,260,000円	150回	8,400円

* 全額又は一部繰上返還をすることが可能である。

7 提出書類等

- (1) 申請者が、在学する、又は卒業した中学校若しくは義務教育学校（以下、「中学校等」という。）へ提出するもの
提出期限 各中学校等が定めた日 厳守

ア 全員が提出するもの

(ア)	奨学金貸与申請書（高等学校等奨学生：予約募集）（第1号様式）
(イ)	令和8年度高等学校等奨学生予約募集申請用チェックシート
(ウ)	生計維持者の令和7年度（令和6年分）所得額課税額証明書（原本） ※①～⑦の項目が記載されたものを提出すること。 ただし、②、③の記載がない場合は、それぞれ0円として審査を行う。 ①課税標準額 ②調整控除額 ③税額調整額 ④扶養親族数及び内訳 ⑤控除等に係る本人該当区分 ⑥合計所得金額 ⑦総所得金額等

所得額課税額証明書について

「所得額課税額証明書」は、令和7年1月1日時点で居住している市区町村から発行されるが、書類の名称が異なる場合がある。

また、上記（ウ）に記載した項目が記載された証明書の発行について、コンビニ交付されない市区町村もあるため、交付を受ける際は、市区町村の税担当窓口へ確認すること。

イ 該当者のみ提出するもの

	該当区分	提出書類
(ア)	生活保護受給世帯	生活保護受給証明書（原本） 【市町村役場又は福祉事務所発行】 ※世帯全員分の名前が記載されたもの
(イ)	児童養護施設等に入所している者 （18歳となる前日まで入所していた者も含む。）	入所等を証明する書類（原本） 【施設長等が記入した別紙様式1又は施設長等が発行する施設等在籍証明書、児童（里親）委託証明書等】
(ウ)	里親に養育されている者	
(エ)	失業中の場合（希望者のみ） （令和6年中に就労していたが、応募時において失業中の場合）	離職日の確認できる書類 【離職証明書、雇用保険被保険者離職票の写し、解雇通知書等】
(オ)	収入が著しく減少した場合 （希望者のみ） （令和6年中に就労していたが、申込までの間に再就職等により収入が著しく減少した場合）	申請時から向こう1年間の収入見込み額が分かる証明書（原本） 【会社等が記載した別紙様式2又は会社等独自の様式】

(エ)、(オ)については、審査の結果、貸与額算定基準額が基準額を満たさず、減少後の収入額で再審査を希望する場合のみ提出すること。

その他、育英財団が必要と認める書類の提出を依頼する場合がある。

(2) 学校が作成するもの

ア	奨学生推薦書（高等学校等奨学生：予約募集）（第2号様式）
イ	奨学金貸与申請者一覧（高等学校等奨学生：予約募集）（別紙様式3）

8 申請の手続及び提出期限等（県内市町村立中学校等以外は当財団へ直接送付）

(1) 中学校等から市町村教育委員会へ

提出期限 各市町村教育委員会が定めた日 厳守

学校長は、申請者から提出された貸与申請書、チェックシート及び所得額課税額証明書等を精査の上、推薦基準を満たす者について、必要な書類を添付して推薦すること。

申請する際は、別紙様式3「奨学金貸与申請者一覧」を作成し、申請書類と併せて提出すること。
なお、希望者がいない場合も必ず「該当なし」で提出すること。

(2) 市町村教育委員会から当財団へ

提出期限 令和7年9月30日（火）必着

※期限厳守とし、期限を過ぎての受付は行わない。

学校長から提出された申請書類を確認の上、別紙様式4「奨学金貸与申請報告書」を作成し、提出する。希望者がいない場合も必ず提出すること。

9 選考の方法

書類審査の上、奨学生選考委員会で選考する。

10 採用候補者の認定及び通知

選考の結果、募集人員の範囲内で採用候補者を認定し、令和7年12月中旬までに（県内市町村立中学校等にあつては市町村教育委員会を経て、その他の学校は直接）中学校長等へ通知する。

11 採用決定までの流れ

(1) 中学校等在学時

「奨学金振込口座届」（上記10の通知と併せて送付）を期日までに学校に提出する。

(2) 高等学校等進学後

令和8年4月に、進学先の高等学校等を通じて在学を確認後、「誓約書・奨学金借用証書」の様式を送付する。採用候補者は必要事項に記入の上、学校に提出すること。学校から当財団への提出が確認され次第、正式に採用決定となる。

なお、「誓約書・奨学金借用証書」の提出に当たっては、第一・第二連帯保証人が必要となり、両連帯保証人の印鑑登録証明書の提出も必要となることから、事前に関係者間で、奨学金返還についての共通した認識を持つておくこと。

連帯保証人について

- ・ 第一連帯保証人には、親権を持つ父母のどちらか（親権者がいない場合は後見人）を選任すること。
- ・ 自己破産者（免責になった者も含む。）や再生債務者及び未成年者は選任できない（父母とも自己破産者の場合は、本人の親族を選任すること。）
- ・ 第二連帯保証人には、本人及び第一連帯保証人とは別生計の人を選任すること。

(3) 採用候補者の取消

決められた期日までに提出のない場合や不備の修正等が完了しなかった場合は、採用候補の認定を取り消す。

12 応募書類の提出先及び連絡先

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号（県庁 17 階）

公益財団法人鹿児島県育英財団

TEL 099-286-5244

FAX 099-286-5229

<http://www.kagoshima-ikuei.jp>